



たまがわ

広報

編集と発行
福島県石川郡玉川村役場
大越力夫
でんわ 川辺 1・39・124
印刷所
須賀川市加治町69
有限会社 円谷印刷

村のようす
(44.11月1日現在)

世帯数 1,426戸
人口 7,485人
男 3,610人
女 3,875人
面積 46.62km²



ちよつとまで
踏み出す前に右・左

年末年始の交通事故防止運動

1. 実施期間

昭和44年12月15日から
昭和45年 1月14日まで

および運転者を取りまく家庭、社会環境からそれぞれの自主的、積極的な努力によって飲酒運転および飲酒運転にもとづく交通事故を防止しようとするものである。

2. 目的

この運動は、飲酒運転が大きな交通事故に多く結びついている現況にかんがみ、飲酒運転の悪質、危険性を県民および運転者に周知し、運転者自ら

3. 推進機関

福島県交通対策協議会
玉川村交通対策協議会

日	場	役
一 日	乳幼児健康相談	(母子センター)
二 日	土地改良区総代選挙会	(母子センター)
三 日	老人健康診査	(母子センター)
四 日	老人健康診査	(母子センター)
五 日	老人健康診査	(須釜小学校)
六 日	選挙管理委員会	(須釜小学校)
七 日	衆議院議員選挙公示	
八 日	月例監査	
九 日	総務常任委員会	
一〇日	土地改良区総代会	
一一日	国土調査G工程入札	
一二日	四辻移動保健所	
一三日	仔牛生産検査	(四辻公民館)
一四日	仔牛生産検査	(須釜)
一五日	百日せき、ジフテリア予防接種	(母子)
一六日	同	(支所)
一七日	同	(泉)
一八日	妊産婦健康相談	
一九日	一般住民結核第二次検診	
二〇日	国土調査道路河川境界立	
二一日	同	
二二日	文教厚生常任委員会	
二三日	第四回定例議会	
二四日	成人病衛生教育 (支所)	
二五日	農業委員会	
二六日	一般住民結核第三次検診	
二七日	衆議院議員総選挙投票日	
二八日	工業統計調査	
二九日	公民館	
三十日	教育委員会	
三十一日	和裁学級開講	
十二月一日	公民館結婚式	
十二月二日	青年学級	

十二月の行事予定表

人権週間にちなんで

人の和は 人権を守る心から

○人権週間とは
 世界人権宣言は、二十一年前の一九四八年（昭和二十三年）十二月十日国際連合総会において採択され、ただちに広く世界に公布されました。

この宣言は、まず世界における自由・正義・平和の基礎は、世界のすべての人が生れながらにして持つ尊厳と、優遇されることのない権利とを承認することを強調し、その上に立つて世界の国々、各機関及び各個人が尊重すべき基本的権利、自由を示し、そしてこれは、すべての国及び人が達成すべき共通の基準であると宣言したものであります。

○人権擁護委員とその活動状況

わが国の憲法は、人権を保障することについて、世界にも誇り得る立派なものだといわれています。

しかしながら、憲法で保障する国民の基本的権利は必ずしも完全に擁護されているとはいえないのが現状です。

国際連合は、世界人権宣言の採択された十二月十日を「人権デー」と定め、同日は国連本部をはじめ世界各地で人権思想高揚のための行事が盛大に行なわれ、わが国においても例年十二月四日から「人権デー」の十日までを人権週間として、世界人権宣言の趣旨ののっとり、人権意識の

高揚をはかるため、全国的に各種の行事を行なっております。

なお、本年度の人権週間は「家庭における人権、とくに児童と老人の人権の尊重を啓発する」ことに重点をおいて人権思想の普及に努めることになっております。

このように現状にあらがみ、法務大臣から委嘱された人権擁護委員（県下市町村に配置されている人権擁護委員は二七三名）は「憲法で保障する国民の基本的権利が侵されることのないよう監視し、もしこれが侵された場合には、すみやかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めること。」を使命として、

福島県における現状は、福島地方務局及び福島県人権擁護委員連合会が主体となり、過去二十回の「人権週間」行事等を通じて、県民の人権意識の高揚につとめ次第にその人権思想が広まったといえ、人権侵害の例は近年、公害、交通災害の新しい問題の増大が目されるほか、老人

に暴力をふるったり食事に人浴外出を制限するなどのいやがらせをする等の事例が、なお依然として跡を絶たずそれらの取扱い事件は毎年二〇〇件を数えており、また人権に関する相談件数は年間四千件にのぼり、しかも毎年数百件ずつ増加する傾向にあります。

このような現状にあらがみ、法務大臣から委嘱された人権擁護委員（県下市町村に配置されている人権擁護委員は二七三名）は「憲法で保障する国民の基本的権利が侵されることのないよう監視し、もしこれが侵された場合には、すみやかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めること。」を使命として、

○法律扶助制度について

私たちが社会生活を営むうちには、いろいろの紛争が起つていきます。

たとえば「土地家屋の明渡し」「貸金の取立、代金の支払」「離婚慰謝料、扶養料の請求」「交通事故や暴力などによって受けた損害賠償」等々。こんな場合、自分の力ではどうにも解決できないときには、裁判によって利益を守る以外に方法がありません。

憲法では何人も平等に法の保護を受けられることを保証しており、裁判には普通沢山の費用がかかります。

かりに、費用を節約するために自分で訴訟をすれば、訴訟をするよりも先づ、訴訟による印紙代、送達料、証人等の旅費目当、場合によっては鑑定料や仮差押等の保証金の準備が必要で、その上、訴訟にふなれたために裁判手続が遅れたり勝てる訴訟が負けたりするの不利も蒙りがちです。

そこで、弁護士に頼むことになれば、更に弁護士の手数料の用意もしなければなりません。

こんな次第で、これらの費用の負担に堪えられないために裁判を受けることができないで結局、泣寝入りしている場合が多いようです。



法律扶助制度はこのような弊害を折開する方策の一つとして財団法人法律扶助協会が設けられまして民事事件につきまして扶助の申込みを受けますと、その依頼者が本当に費用に困っているかどうかまた、事件が扶助に値するものかどうかを調査します。そして、扶助することを決定します。

担当弁護士は依頼者の代理人となつて事件を訴訟または調停などで処理します。事件が解決しますと、依頼者は当協会から立替を受けた全員の全部又は一部を一時に、または分割して協会に返すしくみになっていきます。

福島県にも法律扶助協会の支部が
 福島市花園町五番四五号（福島地方裁判所構内）
 福島県弁護士会内に設けられております。

法律扶助の申込みは協会支部または弁護士会を受付してありますが、福島地方務局人権擁護課及び相馬、郡山、白河、若松、平の各法務局支局並びに市町村の人権擁護委員もこれらに関する相談に応じ、適切な助言をされるとともに法律扶助協会への方を気がるに相談して下さい。

大木一夫 南須釜 小林彦右衛門 竜崎 人権は侵されるまい 侵すまい （福島地方務局）

戦没者等遺族の 特別弔慰金支給が改正

特別弔慰金支給が改正

特別弔慰金支給法の一部が改正され、次の遺族のみならずにも特別弔慰金として三万円が昭和四十四年十月一日から交付されることになりました。

●支給対象者の範囲が拡大されました
 昭和四十年六月一日の特別弔慰金支給法に

昭和十二年七月七日以後に死亡した者（戦没者）の父母又は祖父母で昭和四十二年四月一日において遺族等援護法による遺族年金及び恩給法による扶助料等を受給権を有する者が戦没者の死亡当時その子も孫も生じなかつた者に支給されます。

昭和四十年九月三十日まで氏を同じくする子も孫も生じなかつた者に支給されます。

尚詳しいことは役場にお問合せください。

こまごまと、もめごとやみごとをお持ちの方は気がるに相談して下さい。

三、今回の改正前の法律の規定による受給権利者がいなかったこと
 四、離縁によって戦没者と親族関係が終了していない者であること
 五、戦没者にかかる遺族年金、公務扶助料等を昭和四十年四月一日現在において受ける権利を有していないこと
 六、昭和四十年四月一日において日本の国籍を有している者であること

ゆく年来る年

しっかり防犯

十二月一日から
一月七日まで
年末年始の防犯運動



心の戸締りを忘れずに

一年中で、一番人となりです。子ども金の動くときが来まし
た。又、犯罪の多いと
場等に関心をもち、
きです。次のことを守
り、防犯につとめまし
よう。

●ちよつとのルスにも
必ず「かぎ」を

●暴力排除に一一〇番
「あながこわい」これ

●子どもさんにはやさ
しく愛のことばをか

●少年の行動に関心を
持ち「非行化防止」を

●忘年会、クリスマス
冬休み等の解放感から

●送リオオカミに気を
つけて

た男の「車で送りました
よう」の甘い誘いにの
つてはなりません。

小豆島にて (二)

溝井 一郎

東の空赤々とただれきて島山黒く夜
があけにけり
舟のゆく水じわ小さくなり来たりエ
ンチンおとす吾が乗る舟が
褐色のこの石山に頼りきて村人達の
たしかな生活
石工らが若にいとみし姿など小さく
見つ、下る吾がバス
二十四の瞳の像を背にして写真をと
りぬ国のみやげに

初冬 関根 栖泉

な、かまど実となり滝の細りつつ
那須山をとどまけむりや星月夜
花ハツ手妻が茶を汲む冬昼の暇
石を挽くおどのつづけり冬しくれ
残照の小藪にゆれし鳥爪
山歩くあしおとこもり霜柱
雲みだす風の迅さや岳の雪
亀沈む沼の入り日や枯れつくし

年末年始の郵便

利用についてお願い

●年賀状には郵便番号
を
年賀状発送配達の際
分を郵便番号によって
行います。郵便物の区
分を容易にするため郵
便番号の記載に御協力
が遅れますからご注意
を



お誕生おめでとう

お誕生おめでとう
ごさいます
(十一月分の出生届書から)

- 北須釜 小針 麻紀 大和田道秋
北須釜 小針 麻紀 大和田道秋
北須釜 小針 麻紀 大和田道秋

逝去お悔み申し上げます

- 死亡者氏名 世帯主名 続柄
川 大須賀 サイ 主 洋子の母
坂本 直政 主 末の夫
村越 モン 祐 弥母
岩法寺 円谷 末嘉 敬 市妻の弟
南須釜 鈴木 ハナヨ 利 行妻
大木 吉成 吉 丸父
佐藤 キヨ忠 二 母
大野 米仁 主 仁寿の父
北須釜 草野 ツマ 安 治母

●年賀状は12月22日、
小包は12月15日まで
年賀郵便の特別取扱
は12月22日までとなっ
ております。元旦配達
に間に合うよう遅くと
も22日までにはお出し
下さい。年賀状のあて
名は詳しく正確に、ご
婦人、お子様あてのもの
には肩書(世帯主名)
をお書き下さい。年賀
状は次のように区別し
て年賀と朱書した表紙
を付けてお出し下さい
●年末贈答用小包はお
早めに
年末は郵便小包も大
へん多くなり配達まで
の日数が平常より長く
かかります。お歳暮な

工事入札結果について

●贈物で郵便をご利用
の方は15日頃まで
にお出し下さい。
1 月例監査
2 文教厚生委員会
3 選挙管理委員会
4 農業委員会
5 検察審査会映画
6 土地改良区総代
7 総選挙告示
8 農業委員会
9 インフルエンザ
10 予防接種
11 選挙管理委員会
12 土地改良区理事
13 総代会
14 国調県検査
15 合同委員会
16 経済土木委員会
17 消防団秋季検閲
18 公民館
19 教育委員会
20 県巡回文庫あづ
21 番号来村
22 同
23 教育委員会
24 教育委員長合
25 同会議

気分よくお酒を飲むには

いよいよ酒のおいし
い季節を迎えましたが
さて、お酒はどんなふ
うに飲んだら酔いし
ないでしょうか。飲む
量と時間の関係、それ

に体重の関係から計算
してみたと、清酒
二級を飲みはじめは
じめの二時間は、体重
五〇キロの人で、一、五
五〇キロの人で、一、五
合、六〇キロの人で、一、
八合、七〇キロの人で
二合、次にビールの場合
合それぞれ順に一、五
本、一、八本、二本がホ
ロ酔い気分を続けられ
る許容量とできました。

先月の日誌より

- 役場
1 月例監査
2 文教厚生委員会
3 選挙管理委員会
4 農業委員会
5 検察審査会映画
6 土地改良区総代
7 総選挙告示
8 農業委員会
9 インフルエンザ
10 予防接種
11 選挙管理委員会
12 土地改良区理事
13 総代会
14 国調県検査
15 合同委員会
16 経済土木委員会
17 消防団秋季検閲
18 公民館
19 教育委員会
20 県巡回文庫あづ
21 番号来村
22 同
23 教育委員会
24 教育委員長合
25 同会議

編集後記

◆師走の声を聞
くと何かと忙し
くなくなってきました
が、今年師走
選挙が重なり、
より忙しくなっ
てきます。
◆年末年始は忘年会、
新年会と飯酒会合が多
い時期ですが、酒飲み
運転等の違反を起こさ
ないよう心がけて、
新しい良い年を迎える
よう御祈り致します。
◆広報「たまかわ」も
皆様のおかげで、一
号の欠号もなく発行でき
ました。編集員一同厚
く御礼申し上げます。

出る時 寝る時
戸締りを